「地域コミュニティに関する研究会」 (第3回)議事概要

〇日時

令和3年10月25日(月) 15:00~17:00

〇開催方法

WEB会議

〇出席者

横道座長、伊藤構成員、清原構成員、佐藤構成員、水津構成員、日高構成員、 深田構成員、湯浅構成員

(事務局)

吉川自治行政局長、阿部大臣官房審議官、植田市町村課長、田頭課長補佐

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題

自治会・町内会の活動の持続可能性について

- ① 事務局からの説明
- ② 水津陽子構成員からの説明
- ③ 日高昭夫構成員からの説明
- ④ 質疑応答
- 3 閉会

【議事概要】

- 条例や計画を作り自治会の加入促進を目指している団体において、平均的には必ずしも結果に結びついていないということがわかり、大変参考になった。逆に条例や計画を作れば何とかなるという問題ではなく、自治会が抱える課題の深刻さを実感できた。
- 条例や計画で促進している取組が個別の支援事業に結びついているのか、 それとも条例や計画に関係なく支援事業が展開されているのか、もしデータ があれば教えてほしい。また加入促進条例を制定しようとしている自治体に おいて、制定が頓挫しているところがあるとお聞きしたが、どのような理由な のか。

- 条例や計画が個別の支援事業にどのように結びついているのかについて、 アンケートでは直接そのような聞き方をしておらず、現時点ではデータを持っていない。ただ、個々の自治体の回答を確認すれば、どの団体が条例や計画 を作りどのような方向性を定めているのか、自治会活動にどのような変化が 見られたかは把握できる。また決して条例や計画を作ることに意味がないと いうことではなく、中には加入率が上がっている団体もあることから、もっと 自治体の取組をミクロに分析していく必要はあると考えている。
- ある政令市では、意識の高い住民が、加入促進は条例で強制されるものではなく、自治会自らが行うべきものと主張しており、条例制定が頓挫している。また、資料の補足説明をさせていただくが、各自治体が行う自治会加入率の調査方法は同一ではないことにご留意いただきたい。例えば、地域によってはマンション1棟を1世帯としている場合もあれば、1つの住居に複数の世帯が存在する場合も増えている。また加入率自体を自治会からの申告値としているところもあり、実際の調査がなされていない場合もある。そのほか、自治体として施策を展開するが、その施策が数ある自治会のうちの数団体にしか対象としていないこともあり、全体の加入率を上げることに必ずしも繋がらない状態である。これまで多くの事例を見てきたが、加入促進の取組をしっかりと行えば、自治会加入率を1割から2割増やすことも可能と考えている。
- 〇 マンションの管理組合を自治会と同様の位置づけにして活動支援をすることは、集合住宅での高齢化や単身世帯の増加傾向のある中、特に防犯・防災面において有効であると考えている。
- 行政と自治会は本来、対等な立場であるところ、実際は自治会が行政の下請けのような状態になっているとの反応が指摘されており、自治会側の負担感が強くなっている傾向がある。しかしながら、自治会が行政に施策の提言をしたり、政策形成過程に加わったりするというポジティブな考え方もあると思っており、自治会の負担感を良い意味での責任感とか発信力・行動力に変える、条例や計画以外の仕組みを考えられないものか。
- 〇 日高構成員の資料の 22 ページの図、すなわち「活動の担い手を広げる」方向と「現状の担い手で工夫する」方向のベクトル、「NPO や事業者(コミュニティ・ビジネス)を中核とした個別的・限定的な関係を創出する」方向と「町内会自治会を中核とした包括的・総合的な関係を維持する」方向とで分類した4つの選択はとても印象的であり、本研究会としてこれからとりまとめの議

論をするときの一つの枠組みになると思う。災害時の共助や高齢者・障害者・子育てなどの地域福祉の分野では、自治会が主体的に行政の隙間を埋めていることも多く、これらを行政としてもっと積極的に支援し、22 ページの図の「統合型地域コミュニティ組織の再構築」という範囲に自治会がしっかりと位置づけられつつ、「NPOや他の地域団体との適正な役割分担」が示されれ、「持続可能な地域コミュニティの仕組みの再構築」の方向性を提起できば良いと考える。

- 行政と自治会は本来対等であるべきだが、現在では行政から大量の業務が 依頼されて、自治会独自の活動を行えなくなっている団体も多い。自治会の負 担軽減は必須のテーマであり、特に自治会の中でも特定の人に負担が偏って いる現状を認識すべきである。またNPO等との関係においても仕組みを再 構築すべきであり、規約や活動実態が不明な自治会であっても行政から補助 金等が支出される一方で、規約や活動実態が明確なNPOは行政から補助金 等をもらいにくいというアンバランスが発生している。今これらを見直す岐 路に立っていると思っている。
- 22 ページの図は次回の第4回研究会でも議論していただけるテーマではないかと思っている。現在の自治会の問題は役員中心主義のスタイルになっていることであり、結果的に担い手不足の原因になっている。現在、長い期間役員を務めると表彰されるといった仕組みができているが、一定の役員に負担を偏らせることなく、自治会を自治体の対等なパートナーとして位置づけるためには、自治体はもっと意識を持って現状の仕組みの見直しを検討すべきである。
- 今回のアンケートで、自治会数すら把握していない自治体はどれくらいあるのか。自治会の実態を把握していない団体が危機感をもって改善に取り組むことは考えにくいことから、こういった団体に対してどう働きかけていくか検討することは重要である。
- 役員の担い手不足を議論するときに、例えば自治会の事務処理を自治体職員がサポートしたり、地域おこし協力隊等に協力を依頼したりして、活動を後押ししていくことを検討するのは有効ではないか。
- 10年後や20年後、AIの発展により労働力の半分はロボットに置き換えられると言われている中、人間の公務員としてやるべきなのは地域に出て直接

支援することだと思っている。しかし、今すぐに実行することは難しいことから、水津構成員の資料で紹介されている新人職員が地域の現場に足を運んで活動を体験する研修の事例を参考に検討を進めることはできるのではないか。

- 今ほどの質問と内容が重なるが、参考までに地区担当職員を配置している 団体数がわかれば、併せて教えてほしい。
- 〇 まず自治会数を把握していない自治体の数であるが、調査票に「O」を記載 又は空欄として提出しているのは約20団体ある。また自治会に対する担当窓 口の一元化の観点から地区担当職員を配置しているのは本日の資料にも記載 のあるとおり22団体確認できている。
- O 防災を研究テーマとしている身として、水津構成員の資料の6ページにある千葉市の取組は有効であると感じた。また日高構成員の資料にもあったとおり、自治会の自己改革はこれからの人口減少社会において重要であると共感した。事務局へのお願いになるが、研究会の資料等を総務省のホームページに掲載するときに、単に掲載するだけではなく、掲載されたことを各市区町村にお知らせしていただきたい。
- 事務局としても本研究会での議論についてはホームページへの掲載だけでなく、自治体に周知することは重要であると考えており、前回の第2回研究会の結果について、先日、全ての都道府県・市区町村に事務連絡でお知らせしたところである。当研究会の報告書等も同様に周知したいと考えている。
- 行政協力と住民相互の扶助を切り離して考えることはできないものか。住民相互の扶助は自治会や地域の居場所がそれぞれの責任で自由に行えば良く、多様であることが望ましい。他方、行政協力は個別に委託していけば良いと思っている。例えば、昨年、行政から虐待防止についての事業等について、自治会ではなく子ども食堂に業務委託があった。これらを切り離せない理由があるのか、また切り離したときにどんな不都合が生じるのか、ご意見をお聞きしたい。また総務省の資料に、補助金を出している団体が約8割と記載があるが、これは自治体の単費なのか、国費の裏付けがあるのか。
- 行政協力と相互扶助の切り分けについては、明確に「切り分ける」という言葉、概念として行政に考えてもらう視点として明快だと感じた。一方で、現実としてそれを行うのは大変な作業であり、相当数の業務委託をもし自治会以

外が受けるとしたら、かなりのコストが必要となり、受け手は限られるほか、 行政にとってそれを委託する妥当性を他の団体に見出すにも何らかの基準が 必要となるのだろうと思われる。現状、行政の縦割りでNPOを所管する部署 と自治会を担当する部署が必ずしも一致しておらず、様々な問題を整理し、制 度設計をすることが求められると考えられる。

- 行政協力と住民相互の扶助の機能の切り分けは、自治会にしかできない役割を再考するための改革を進めていく上では画期的ではあるが、現実的には難しいのではないか。行政的な関与は自治会単体を超えて連合会レベルにまで及ぶことから、それらを切り離すのは相当なエネルギーが必要である。特に自治会や連合会の役員は1年で交代するケースも多く、変革しようと踏み切る人が少ないのではないか。自治会の自己改革を自助努力だけで解決させることは難しく、負担軽減や地域課題解決のサポートなど自治体改革と表裏ー体の改革が必要ではないか。
- 〇 補助金については、今回は自治会の運営全般に対する補助があるかという 条件で調査を行った。国としては自治会への支援を地方交付税の算定根拠に 用いているが、一般財源であり、実際の自治会への支出は各自治体の判断で行 われているものである。
- 負担とされている「委員の推薦の見直し」について提案だが、自治会の推薦に頼るあまり、同じ人が複数の審議会等の委員になることを防ぐことも自治会の事務負担の軽減に繋がると考える。例えば住民基本台帳から無作為抽出で候補者をリスト化し、その中から個別に委員に就任いただけないかお願いすることで、自治会の負担軽減を図りつつ、住民からの委員の顔ぶれが多様化することもあるので、そうした方法も考えられるのではないか。
- 先ほどの行政協力と住民相互の扶助の機能を切り離すことについてもう少し補足説明をしてほしい。
- 本来、住民相互の扶助は自治会がそれぞれ独自で考えれば良いことであり、 行政協力とは別世界であるが、事実上、これらは一体となって自治会の業務の ように扱われており、自治体からの補助金もこれらを含めて支出されている。 この考え方をリセットできればと考えた次第である。
- 行政と住民との間に様々な組織があって、それぞれの組織が充実している

ことが住民にとっての幸せであり、行政はそういった団体を育てていくのが 仕事だと観念するのがよいのではないか。そしてその結果、そういった団体が 行政協力をしてくれているという形に繋がれば良いのではないか。

○ 次回の第4回研究会で、今ほどの話も含めて、自治会とNPOなどの地域団体の関係について議論を深めていければと思っている。引き続きよろしくお願いしたい。(横道座長)